

さいたま市立ひまわり特別支援学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本校の教育目標「かがやく子 -今も未来も- 1 明るい子 2 元気な子 3 学ぶ子」を実現するためには、児童生徒相互、教員と児童生徒の豊かなコミュニケーションを基盤とし、全児童生徒が明るく充実した学校生活を送ることが必要不可欠となる。

児童生徒の豊かなコミュニケーションを形成するためには、「いじめ」はあってはならない。そこで、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という基本認識のもと、いじめが起きない学校をつくるため、「さいたま市立ひまわり特別支援学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- (1) 「いじめは絶対に許されない」行為であるという認識を持つ。
- (2) いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く。
- (3) 教職員等は、いじめの早期発見に努めるとともに、いじめに係る情報を抱え込まず、報告・連絡・相談・見届けを徹底する。
- (4) 教職員等は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合、速やかに管理職に報告をする。管理職は、いじめ対策委員会により迅速且つ組織的な対応をする。
- (5) いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- (6) 児童生徒相互、教員と児童生徒の間に共感的な人間関係を構築する。
- (7) いじめの問題について、保護者・地域・関係団体と連携を深める。
- (8) 各教科、自立活動や交流及び共同学習など、教育活動全体を通して、コミュニケーション能力を高める。

3 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの認知について

「けんかやふざけ合い」であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

○いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

○被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

4 組織

- (1) 名 称：いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
- (2) 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
- (3) 構成員：校長、教頭、教務、副教務、生徒指導主任、教育相談主任、学部主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター
※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、医師、弁護士など、構成委員以外の関係者を招集し対応する。
- (4) 開 催：年一回及びいじめに係る案件が発生した場合に開催する。
- (5) 内 容：学校いじめ防止基本方針を推進するために、以下の事を実践する際の中核とする。
 - ア 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組
 - イ 教職員等の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発
 - エ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - オ いじめの早期発見
 - カ いじめに対する迅速且つ組織的な対応
 - キ いじめ防止基本方針の点検及び見直し
 - ク 虐待等の疑いがあるケースへの対応

5 いじめの未然防止

- (1) 教育活動全体を通して道徳性を養う。
- (2) いじめ撲滅強化月間において、気持ちよく学校生活を送るためのスローガンを各学級で作成し、いじめが起きない集団や学校をつくろうとする意識を高める。
- (3) 「心を潤す4つの言葉推進運動」の一貫として、好きな挨拶の掲示物を全児童生徒協働で作成し、実施することにより、コミュニケーションを豊かにする。
- (4) 児童生徒が居住する地域の小・中学校や、高等学校、特別支援学校との交流及び共同学習を通して、豊かな人間性と社会性を育成する。
- (5) 地域の図書館職員やボランティアによる読み聞かせを実施することにより、豊かなかかわり合いを大切にすることを養う。
- (6) 保護者会、ホームページ等を通して、学校のいじめ防止基本方針について周知を図る。

6 いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- (1) 日頃の児童生徒の観察
 - 日常生活の指導において観察する。
 - 自立活動の時間において観察する。
- (2) アンケート調査の実施
 - 「心と生活のアンケート」を児童生徒の実態に合わせて実施する。
- (3) アンケート結果の活用
 - 「心と生活のアンケート」の結果に応じて、児童生徒と面談を実施し、その際、面談の内容を記録する。
- (4) 教育相談日の実施
 - スクールカウンセラー
 - スクールソーシャルワーカー
- (5) 保護者アンケートの実施
- (6) 地域からの情報収集

7 いじめの対応

学校の教職員等がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には速やかに管理職に報告をする。管理職は、いじめ対策委員会により、迅速且つ組織的な対応をする。

- (1) 情報を集約・整理し、共有化を図る。
- (2) 事実確認を行うため、役割分担等について明確にする。
- (3) 最も効果があると考えられる教職員等が、情報収集等を行う。
- (4) 把握した事実を共有し、関係児童生徒への支援や指導等について確認する。
- (5) 最も効果があると考えられる教職員等が、支援や指導等を実施する。
- (6) 実施した支援や指導等の効果や現状について、情報を収集し、共有化する。

※ 共有化した情報について検討し、いじめが解決するまで繰り返す。

8 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、次の疑いがある場合は、迅速に調査に着手し、その原因を確認の上、適切な対応を行う。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ア 年間30日を目安とする
- イ 一定期間連続して欠席している場合

- (1) 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- (3) 学校は、調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- (5) 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- (6) 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

なお、教育委員会が調査主体となる場合については、学校は教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。また、児童生徒、保護者から申し立てがあった場合は、真摯に受け止め適切に対応する。

9 研修

- 学校のいじめ防止基本方針の周知徹底
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- 教育相談に係る研修
- 特別支援教育に係る研修
- 生徒指導に係る研修
- 人権教育に係る研修
- 情報教育に係る研修

10 PDCAサイクル

- P→ 年度当初における、いじめ防止基本方針の周知徹底
- D→ 全教育活動における、いじめ防止基本方針に基づいた取組の実施
- C→ 学校評価をはじめ、アンケート等による成果と課題の把握
- A→ 年度末における、いじめ防止基本方針の見直し